

平成 20 年度緊急時対応訓練について（改正案）

- 1 平成 20 年度の訓練については、緊急時対応専門調査会の審議を経て、食品安全委員会第 236 回会合（平成 20 年 5 月 1 日）において、「平成 20 年度緊急時対応訓練計画」が決定されている。

【平成 20 年度緊急時対応訓練計画の概要】

	第1回	第2回
内 容	リスク管理機関との合同訓練	広報技術を主体とした実動訓練
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会内の認識の共有 ・ 緊急時対応マニュアルの実効性の向上 ・ 関係府省との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会内の認識の共有 ・ 緊急時対応マニュアル等の検証 ・ 効果的な広報技術の習得
形 式	委員会およびリスク管理機関との合同による実動訓練	①緊急事態における様々な広報活動及び模擬記者会見の実施などの実動訓練 ②講習会
開 催 時 期	平成20年10月	平成20年11月
参 加 対 象 者	委員・委員会事務局職員及びリスク管理機関関係者	委員及び委員会事務局職員

- 2 しかしその後、消費者行政推進基本計画が閣議決定され、この中で消費者庁が食品安全行政の司令塔として位置付けられたが、これらを具体化するための消費者庁設置関連法案が9月29日に今国会に提出されているところである。

法案が成立し、消費者庁が発足した後は、食品の安全に関する緊急事態発生時における、政府一体となった対策本部設置に関する機能は、消費者庁に移管されることとなっている。

一方、平成 20 年度に予定していた第 1 回合同実動訓練については、委員会を中心にリスク管理機関との連携を強化することを狙いとしたものであるが、今後、食品安全委員会がリスク評価機関としての役割を強化していかなければならないことを考慮すると、むしろ、緊急事態における国民への情報提供等に関連する訓練を、これまで以上に実施していく必要があると考える。

- 3 従って、今年度の訓練は以下のとおり計画を変更して実施したい。

- (1) 第 1 回のリスク管理機関との合同訓練は実施せず、今年度の調査事業で実施中の「緊急事態等におけるメディア対応講習会」を訓練の代替として充てる。これについては、昨年度実施した訓練の検証において、緊急時におけるメディア対応の必要性が指摘されたところであることも考慮する。なお、同講習会においては、調査事業で実施中の自治体に対する情報活用状況調査の中間報告も併せて実施する。
- (2) 第 2 回の広報技術を主体とした食品安全委員会の実動訓練は、計画のとおり実施する。

4 今後の進め方（予定）

12月	上旬	緊急事態等におけるメディア対応講習会
1月	中旬	広報技術を主体とした実動訓練
	下旬	実動訓練反省検討会
2月	中旬	第27回緊急時対応専門調査会

計画の変更内容は、緊急時対応専門調査会専門委員並びに委員会委員に了承を得た後、調整を行なう。